

1. 報告事項

(2) 国民健康保険制度改革について

国民健康保険制度改革について

1 現状

国民健康保険（以下、「国保」という。）は、被用者保険（社会保険、共済保険等）に加入する人などを除くすべての人を被保険者とする公的医療保険制度です。

国保は、本市のみならず全国的にも高齢者や低所得者が多いことから、保険税収入が少なく医療費水準が高いという構造的な問題を抱えています。

これらのことから、平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（医療制度改革関連法）において、平成30年度から県が市町とともに国保の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を果たすこととなりました。

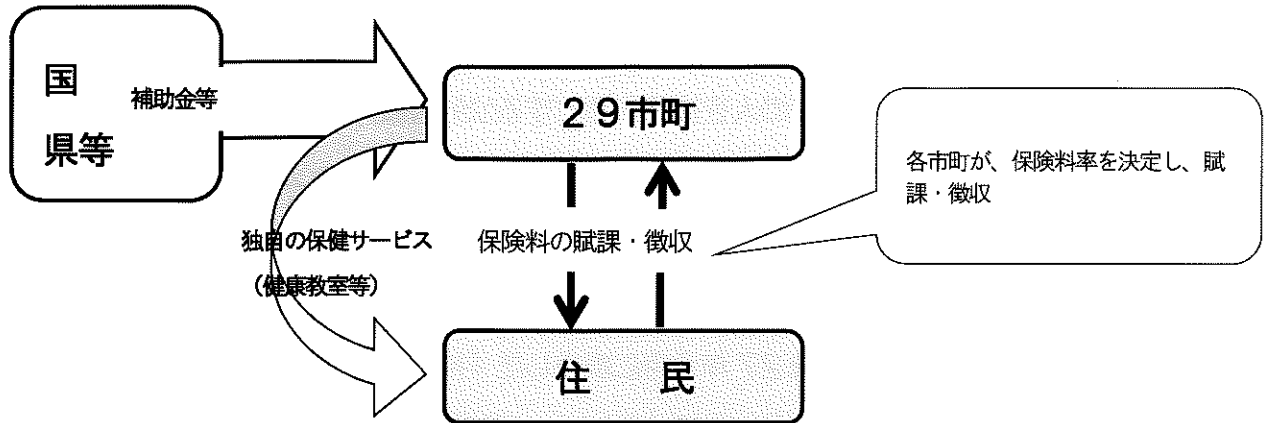
具体的には、県が県全体の医療費の推計を行い、それを市が国保事業費納付金（以下、「納付金」という。）という形で分担することになります。市は、納付金を支払うため、保険税率を決定し、賦課・徴収を行うほか、被保険者の資格管理（保険証の発行など）や、健康づくりなどの保健事業を引き続き行っていきます。

2 県内市町と県との協議について

現在、「三重県市町国保広域化等連携会議」に、市町ごとの納付金などを算定する「国保財政運営部会」、保険税の収納率の向上を図る「収納率向上部会」、医療費適正化に対する支援策を講じる「医療費適正化部会」、効率的な事務処理を行うための「事務標準化部会」の4つの作業部会が設置され、想定される課題の検討を行っています。（本市は「事務標準化部会」に参加。）

4つの部会

<平成 29 年度までの国保財政運営の仕組み>



<平成 30 年度からの国保財政運営の仕組み>

